

# 施設経営情報

令和5年10月20日 No. 165

社会福祉法人富山県社会福祉協議会  
社会福祉施設経営相談室  
TEL 076(432)6219  
FAX 076(432)6532

## 雇用保険マルチジョブホルダー制度について

～令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に  
「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されました～

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が1週間の所定労働時間20時間以上かつ31日以上  
の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対して、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、  
そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を  
行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることが  
できる制度です。

### 適用要件

- (1) 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- (2) 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (3) 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



### 失業した場合の給付

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。

- (1) 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。
- (2) 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- (3) 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含めません。
- (4) 育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象になります。

### 雇用保険マルチジョブホルダーの資格喪失届の手続き

通常、喪失届は事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続きを行う必要があります。

#### ◆手続きに必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）

- (1) 事業主から交付されたマルチ喪失届及び、確認書類
- (2) 失業給付の受給を予定している場合は、雇用保険被保険者離職証明書
- (3) その他（賃金台帳、出勤簿、退職届等の関係書類）

《詳細については、最寄りの公共職業安定所にご確認ください》

富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み ※できるだけ「FAX経営相談票」を

Mail : [manji@wel.pref.toyama.jp](mailto:manji@wel.pref.toyama.jp) 専用 TEL : 076-432-6219 FAX : 076-432-6532 [ご利用ください](#)

HP <https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/> （富山県社協 HP→相談する→福祉施設の経営相談）

# 施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に  
専門相談員が、的確にお答えします。

「勘定科目 … 社会福祉法人会計  
基準における「規定」について」

社会福祉法人会計基準の勘定科目は、どのように定められていますか。

社会福祉法人会計基準においては、資金収支計算、事業活動計算、貸借対照表に記載する勘定科目がそれぞれ別表第一、第二、第三として定められています。そしてそれを受けて、計算書類様式の中で勘定科目が表示され、さらに「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項」について（課長通知）別添3ー勘定科目説明」において、勘定科目とその内容が詳細に説明されています。

日々の取引仕訳の起票に当たっては、この勘定科目説明をもとにそれぞれ最も適切な勘定科目を選択して、計算書類の適正表示につなげる必要があります。

勘定科目は原則として、大区分、中区分、小区分に区分されますが、計算書類様式によってその計上すべき勘定科目の記載区分が規定されています。

また勘定科目の省略、追加、修正についても全く自由なわけではなく、一定のルールが設けられていますので、その点にも留意が必要です。

「マルチジョブホルダーえとせとら」

勤務体系の変更に伴い、一般勤務者（1日の実労働時間が8時間勤務）が、短時間労働者（マルチジョブホルダー）に変更になった場合のメリット、デメリット等教えてください。

## (1) マルチジョブホルダーのメリットは？

マルチジョブホルダー制度のメリットには、1つの事業所における労働時間が少ない高齢労働者についても、雇用保険への加入が認められる場合がある点が挙げられます。65歳以上になると、65歳から支給される老齢厚生年金と雇用保険の基本手当との調整はありません。

## (2) マルチジョブホルダーのデメリットは？

申出日より前に遡って被保険者となることは出来ません。又、事業主は、手続きの際に必要な証明を行う義務があります。申出を理由に労働者に対して不利益な取扱い（解雇、雇止め、労働条件の不利益変更など）を行うことは認められません。

## (3) マルチ高齢被保険者として事業主がハローワークに雇用保険の加入や喪失の手続きをすることは可能ですか？

マルチ高齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者の代理人（委任状が必要）として手続きいただくことは可能ですが、その際の提出先は事業所の所在地を管轄するハローワークではなく、マルチ高齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者の住所又は居所を管轄するハローワークになります。

